

議案第1号

港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）の一部改正に伴い、引用している条項番号を変更するため、港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年港区条例第28号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 法改正の趣旨

マイナンバーを用いた情報連携をより速やかに開始するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」といいます。）の施行による番号法の一部改正により、番号法別表第2（行政機関等同士が個人番号を用いて特定個人情報をやり取りすることができる事務等を定める表）が削除され、その内容が主務省令に規定されることとなりました。

2 条例改正の内容

- (1) 番号法別表第2が削除され、番号法別表第1が番号法別表となったことに伴い、条例で引用している番号法の条項番号を変更します。
- (2) その他番号法の改正に伴う規定の整備

3 施行期日

改正法の施行の日（改正法の公布の日（令和5年6月9日）から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日）

港区個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第四条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる実施機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に掲げる実施機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び区長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務(法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。第三項において同じ。)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 区長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報(法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。)であつて当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第四条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる実施機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に掲げる実施機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び区長又は教育委員会が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 区長又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>

(中略)

別表第二(第四条関係)

実施機関	一〇十五 (略)	事務	特定個人情報
十六 区長	法別表八の項に定める児童福祉法に関する事務であつて区規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は国民健康保険関係情報であつて区規則で定めるもの	
十七 区長	法別表九の項に定める児童福祉法に関する事務であつて区規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、子ども・子育て支援法関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童福祉法関係情報又は保育所等入所情報であつて区規則で定めるもの	
十八 区長	法別表十の項に定める児童福祉法に関する事務であつて区規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は国民健康保険関係情報であつて区規則で定めるもの	

(中略)

別表第二(第四条関係)

実施機関	一〇十五 (略)	事務	特定個人情報
十六 区長	法別表第一の七の項に定める児童福祉法に関する事務であつて区規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は国民健康保険関係情報であつて区規則で定めるもの	
十七 区長	法別表第一の八の項に定める児童福祉法に関する事務であつて区規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、子ども・子育て支援法関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童福祉法関係情報又は保育所等入所情報であつて区規則で定めるもの	
十八 区長	法別表第一の九の項に定める児童福祉法に関する事務であつて区規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は国民健康保険関係情報であつて区規則で定めるもの	

十九 区長	法別表十四の項に定める予防接種法に関する事務であつて区規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援助給付等関係情報、外国人生活保護関係情報又は障害者関係情報であつて区規則で定めるもの
二十 区長	法別表二十一の項に定める身体障害者福祉法に関する事務であつて区規則で定めるもの	地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて区規則で定めるもの
二十一 区長	法別表二十三の項に定める生活保護法に関する事務であつて区規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は東京都指定難病関係情報であつて区規則で定めるもの
二十二 区長	法別表二十四の項に定める地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務であつて区規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて区規則で定めるもの

十九 区長	法別表第一の十の項に定める予防接種法に関する事務であつて区規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援助給付等関係情報、外国人生活保護関係情報又は障害者関係情報であつて区規則で定めるもの
二十 区長	法別表第一の十二の項に定める身体障害者福祉法に関する事務であつて区規則で定めるもの	地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて区規則で定めるもの
二十一 区長	法別表第一の十五の項に定める生活保護法に関する事務であつて区規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は東京都指定難病関係情報であつて区規則で定めるもの
二十二 区長	法別表第一の十六の項に定める地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務であつて区規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて区規則で定めるもの

<p>二十三区 長</p> <p>法別表二十七の項に定める公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>二十四区 長</p> <p>法別表四十四の項に定める国民健康保険法に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>二十五区 長</p> <p>法別表五十一の項に定める知的障害者福祉法に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>二十六区 長</p> <p>法別表五十五の項に定める災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>
<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は児童育成手当関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>東京都指定難病関係情報であつて区規則で定めるもの</p>

<p>二十三区 長</p> <p>法別表第一の十の項に定める公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>二十四区 長</p> <p>法別表第一の三十の項に定める国民健康保険法に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>二十五区 長</p> <p>法別表第一の三十四の項に定める知的障害者福祉法に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>二十六区 長</p> <p>法別表第一の三十六の二の項に定める災害対策基本法（昭和二十六年法律第二百二十三号）に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>
<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は児童育成手当関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>東京都指定難病関係情報であつて区規則で定めるもの</p>

<p>二十七区 長</p>	<p>法別表五十六の項に定める児童扶養手当法に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>二十八区 長</p>	<p>法別表六十一の項に定める老人福祉法に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>二十九区 長</p>	<p>法別表六十三の項に定める母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>三十区 長</p>	<p>法別表六十五の項に定める母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>三十一区 長</p>	<p>法別表六十六の項に定める特別児童扶養手当等</p>
<p>国民健康保険関係情報であつて区規則で定めるもの</p>		<p>地方税関係情報、中国残留邦人等支援助給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報又は国民健康保険関係情報であつて区規則で定めるもの</p>		<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援助給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて区規則で定めるもの</p>		<p>障害者関係情報、国民健康保険関係情報又は後期高齢者医療関係情報であつて区規則で定めるもの</p>		<p>障害者関係情報、国民健康保険関係情報又は後期高齢者医療関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	

<p>二十七区 長</p>	<p>法別表第一の三十七の項に定める児童扶養手当法に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>二十八区 長</p>	<p>法別表第一の四十一の項に定める老人福祉法に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>二十九区 長</p>	<p>法別表第一の四十三の項に定める母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>三十区 長</p>	<p>法別表第一の四十五の項に定める母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>三十一区 長</p>	<p>法別表第一の四十六の項に定める特別児童扶養</p>
<p>国民健康保険関係情報であつて区規則で定めるもの</p>		<p>地方税関係情報、中国残留邦人等支援助給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報又は国民健康保険関係情報であつて区規則で定めるもの</p>		<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援助給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて区規則で定めるもの</p>		<p>障害者関係情報、国民健康保険関係情報又は後期高齢者医療関係情報であつて区規則で定めるもの</p>		<p>障害者関係情報、国民健康保険関係情報又は後期高齢者医療関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	

<p>の支給に関する法律に関する事務であつて区規則で定めるもの</p> <p>定めるもの</p>	<p>三十二区 長</p> <p>法別表六十七の項に定める特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する事務であつて区規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報、障害者総合支援法関係情報又は老人福祉法関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>三十三区 長</p> <p>法別表七十の項に定める母子保健法に関する事務であつて区規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報又は国民健康保険関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>三十四区 長</p> <p>法別表八十一の項に定める児童手当法に関する事務であつて区規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>三十五区 長</p> <p>法別表八十五の項に定める高齢者の医療の確保に関する法律に</p> <p>生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報又は介護保険給</p>
--	--	--	--	---

<p>手当等の支給に関する法律に関する事務であつて区規則で定めるもの</p> <p>定めるもの</p>	<p>三十二区 長</p> <p>法別表第一の四十七の項に定める特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する事務であつて区規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報、障害者総合支援法関係情報又は老人福祉法関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>三十三区 長</p> <p>法別表第一の四十九の項に定める母子保健法に関する事務であつて区規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報又は国民健康保険関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>三十四区 長</p> <p>法別表第一の五十六の項に定める児童手当法に関する事務であつて区規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>三十五区 長</p> <p>法別表第一の五十九の項に定める高齢者の医療の確保に関する</p> <p>生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報又は介護保険給</p>
---	---	--	---	---

<p>三十八区</p>	<p>三十七区</p>	<p>三十六区</p>	<p>長</p>
<p>関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>法別表九十三の項に定める特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>法別表九十五の項に定める中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律であつて区規則で定めるもの</p>	<p>法別表百の項に定める介護保険法に関する事務</p>
<p>付等関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報又は児童育成手当関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>東京都指定難病関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活</p>

<p>三十八区</p>	<p>三十七区</p>	<p>三十六区</p>	<p>長</p>
<p>法律に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>法別表第一の六十一の二の項に定める特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>法別表第一の六十三の項に定める中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>法別表第一の六十八の項に定める介護保険法に関する事務</p>
<p>付等関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報又は児童育成手当関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>東京都指定難病関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活</p>

三十九区 長	<p>法別表百五の項に定める感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	四十区 長	<p>法別表百十七の項に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	四十一区 長	<p>法別表百二十七の項に定める子ども・子育て支援法に関する事務であつて区規則</p>
<p>保護関係情報、国民健康保険関係情報又は後期高齢者医療関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、外国人生活保護関係情報又は障害者関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報、</p>		

三十九区 長	<p>法別表第一の七十の項に定める感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	四十区 長	<p>法別表第一の八十四の項に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>	四十一区 長	<p>法別表第一の九十四の項に定める子ども・子育て支援法に関する事務であつて</p>
<p>保護関係情報、国民健康保険関係情報又は後期高齢者医療関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、外国人生活保護関係情報又は障害者関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報、</p>		

別表第三(第五条関係)			
五 区長	四の二区 長	一〜四 (略)	情報照 会機関
法別表二十三の 項に定める生活 保護法に関する 事務であつて区	法別表九の項に 定める児童福祉 法に関する事務 であつて区規則 で定めるもの	(略)	事務
教育委員会	教育委員会	(略)	情報提 供機関
学校保健安全法関 係情報であつて区 規則で定めるもの	幼稚園入園情報で あつて区規則で定 めるもの	(略)	特定個 人情報

別表第三(第五条関係)			
五 区長	四の二区 長	一〜四 (略)	情報照 会機関
法別表第一の十 五の項に定める 生活保護法に関 する事務であつ	法別表第一の八 の項に定める児 童福祉法に関す る事務であつて 区規則で定める もの	(略)	事務
教育委員会	教育委員会	(略)	情報提 供機関
学校保健安全法関 係情報であつて区 規則で定めるもの	幼稚園入園情報で あつて区規則で定 めるもの	(略)	特定個 人情報

六 教育委 員会	七 区長	八 区長
規則で定めるもの	法別表九十五の項に定める中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に於ける事務であつて区規則で定めるもの	法別表百二十七の項に定める子ども・子育て支援法に関する事務であつて区規則で定めるもの
区長	教育委員会	教育委員会
地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて区規則で定めるもの	学校保健安全法関係情報であつて区規則で定めるもの	幼稚園入園情報であつて区規則で定めるもの

六 教育委 員会	七 区長	八 区長
規則で定めるもの	法別表第一の六十三の項に定める中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に於ける事務であつて区規則で定めるもの	法別表第一の九十四の項に定める子ども・子育て支援法に関する事務であつて区規則で定めるもの
区長	教育委員会	教育委員会
地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて区規則で定めるもの	学校保健安全法関係情報であつて区規則で定めるもの	幼稚園入園情報であつて区規則で定めるもの

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。